

## 豊橋市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、豊橋市広告掲載要綱（平成22年8月16日決裁）第3条第4項の規定に基づき、広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載しない業種又は事業者)

第2条 次に定める業種又は事業者は、広告掲載を行わない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (3) たばこに関する業種
- (4) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種
- (5) 投機的商品に関する業種
- (6) 占い又は運勢判断に関する業種
- (7) 債権取立て、示談引受け等に関する業種
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業を行う事業者
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (10) 興信所、探偵事務所等を営む事業者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (13) 各種法令に違反している事業者
- (14) 豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を受けている事業者

(15) 本市の市税等を滞納している事業者

(16) その他市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(広告掲載の基準)

第3条 豊橋市広告掲載要綱第3条第3項各号の基準は、別表1のとおりとする。

2 広告表示内容についての業種ごとの基準は、別表2のとおりとする。

(Webページに関する基準)

第4条 Webページへ掲載する広告に関しては、Webページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしている他のWebページの内容についても、Webページの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準を適用する。

2 他のWebページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWebページで、豊橋市広告掲載要綱及びこの基準その他市が定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うWebページを閲覧者に斡旋し、又は紹介しているWebページの広告は、掲載しない。

(広告媒体ごとの基準)

第5条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

## 附 則

この基準は、平成22年8月16日から実施する。

## 附 則

この基準は、令和5年12月1日から施行する。

## 附 則

この基準は、令和7年5月7日から施行する。

別表1

区 分	基 準
1 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるものの	(1)法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの (2)法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの (3)粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの (4)その他法令等に違反するおそれがあるもの
2 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるものの	(1)暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの (2)醜悪、残虐、獵奇的である等、公衆に不快感を与えるおそれがあるもの (3)性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの (4)犯罪を誘発するもの、又はそのおそれがあるもの (5)その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
3 基本人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの	(1)他人をひぼうし、中傷し、若しくは排斥し、他人の名誉・信用を毀損し、若しくは他人の業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの (2)人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの (3)第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したるもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの (4)その他基本的人権を侵害するおそれのあるもの
4 政治性のあるもの又は宗教性のあるもの	(1)政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（政党広告を含む。） (2)公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの（選挙広告を含む。） (3)宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの (4)その他政治性のあるもの又は宗教性のあるもので広告掲載対象として適切でないもの
5 迷信又は非科学的なもの	(1)迷信又は非科学的なものに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
6 社会問題についての主義主張に当たるもの	(1)個人又は団体の意見広告 (2)国内世論が大きく分かれているもの (3)その他社会問題についての主義主張であって広告掲載対象として適切でないもの
7 個人の氏名を広告するもの	(1)個人の氏名を広告するもので、売名行為となるおそれがあるもの
8 美観風致を害するおそれがあるもの	(1)色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるもの (2)地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの (3)自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通安全を阻害するおそれがあるもの (4)その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがあるもの
9 内容又は責任の所在が不明確なもの	(1)代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの (2)通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの (3)通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用い

		<p>たもので、その実体、内容、施設が不明確なもの</p> <p>(4) 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの</p> <p>(5) その他内容又は責任の所在が不明確なもので広告掲載対象として適切でないもの</p>
10	虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるものその他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの	<p>(1) 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの 例)「世界一」、「一番安い」、「当社だけ」等（掲載に際して根拠となる資料が必要）</p> <p>(2) 投機心又は射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの 例)「今が最後のチャンス（今、購入しないと次はないという意味）」等</p> <p>(3) 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威付けようとするもの</p> <p>(4) 虚偽の内容を表示するもの</p> <p>(5) 法令等に違反する業種・商法・商品</p> <p>(6) 国家資格等に基づかない者が行う療法等</p> <p>(7) 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの</p> <p>(8) 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの</p> <p>(9) 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨し、又は保証する記述があるもの</p> <p>(10) 他人名義の広告</p> <p>(11) 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの (国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。)</p> <p>(12) その他消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）を含むもの</p>
11	青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの	<p>(1) 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。</p> <p>(2) 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現</p> <p>(3) 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現</p> <p>(4) 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの</p> <p>(5) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）等を肯定するもの</p> <p>(6) 青少年の人体・精神・教育に有害なもの</p> <p>(7) その他青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの</p>
12	前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの	<p>(1) 品位を損なう表現のもの</p> <p>(2) 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの</p> <p>(3) 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの</p> <p>(4) 債権取立て、示談引受け等に関するもの</p> <p>(5) 占い、運勢判断等に関するもの</p> <p>(6) 通貨及び郵便切手を複写したもの</p> <p>(7) 謝罪、釈明等に関するもの</p> <p>(8) 尋ね人、養子縁組等に関するもの</p> <p>(9) 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの</p> <p>(10) デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体等との調和を損なうと認められるもの</p> <p>(11) その他社会的に不適切なもの</p>

別表2

区 分		基 準
1	人材募集	(1)労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していること。 (2)人材募集以外の内容は表示できない。 例) 人材募集に見せかけて、別に目的があるもの（売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものや、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているもの等）
2	語学教室・学習塾 家庭教師・パソコン教室等	(1)特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第41条から第50条を遵守すること。 (2)学習塾の広告の内容については、公益社団法人全国学習塾協会が定める学習塾業界における事業活動の適正化に関する自主基準に基づいたものであること。 (3)安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しないこと。 例)「1か月で確実にマスターできる」等
3	予備校・専門学校等	(1)広告の内容については、広告倫理自主規約に基づいたものであること。 (2)合格率など実績を載せる場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示すること。
4	外国大学の日本校	(1)日本の学校教育法に定める大学でない旨を明確に表示すること。
5	資格講座	(1)民間の講習業者が「労務管理士」等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならぬという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示すること。 (2)「行政書士講座」等の講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示すること。 (3)資格講座の募集以外の内容は表示できない。 例) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているもの等 (4)受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしないこと。
6	病院、診療所、助産所	(1)医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連既定に反しないこと。 (2)提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示はしないこと。 (3)広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される等その効果を推測的に述べないこと。
7	施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）	(1)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定に従うこと。 (2)法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は表示できない。
8	薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器（健康器具、コンタクトレンズ等）広告を掲載する事業者	(1)業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。
9	健康食品、保健機能食品、特別用途食品広告を掲載	(1)業者所在地を所管する地方自治体の栄養指導担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。

	する事業者	
10	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等	(1)サービス全般(老人保健施設を除く。) ア 介護保険法に規定する介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。 イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 ウ 利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はしないこと。 例)「○○市事業受託事業者」等 (2)老人保健施設 介護保険法第98条の規定に従うこと。 (3)有料老人ホーム ア 有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成14年7月18日付け厚生労働省老健局長通知)に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。 イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。 ウ 有料老人ホームに関する不当な表示(平成16年公正取引委員会告示第3号)に抵触しないこと。 (4)有料老人ホームの紹介業 ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 イ 利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はしないこと。
11	墓地等	(1)市の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
12	動物の診療施設、動物取扱業(ペットショップ・動物訓練所等)	(1)獣医療法(平成4年法律第46号)第17条の規定に従うこと。 (2)広告の内容については、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)を遵守すること。
13	不動産事業	(1)広告掲載主体に関する表示には、名称、所在地、連絡先、認可免許証番号等を明記すること。 (2)不動産の売買や賃貸の広告には、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記すること。 (3)不動産の表示に関する公正競争規約(平成17年公正取引委員会告示第23号)による表示規制に従うこと。 (4)契約を急がせるような表示はしないこと。 例)「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等
14	弁護士・公認会計士・税理士等	(1)掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、顧問先又は依頼者名の表示はしないこと。
15	旅行業	(1)一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会の会員に限る。 (2)企画旅行の広告は、登録番号及び所在地等を明記すること。 (3)不当表示はしないこと。 例)「白夜でない時期の「白夜旅行」」、「行程にない場所の写真」等
16	通信販売業	(1)会社の概要及び商品カタログ等を検討し、本市が妥当と判断したものに限る。 (2)特定商取引に関する法律第11条に規定する表示事項はすべて表示すること。 (3)返品等に関する規定が明確に表示されていること。
17	雑誌・週刊誌等	(1)犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。 (2)タレント等有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。 (3)犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

		(4)未成年、心神喪失者等の犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しないこと。
18	映画・興業等	(1)いたずらに好奇心に訴える表現等は使用しないこと。 (2)内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しないこと。 (3)年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示すること。
19	古物商・リサイクルショップ等	(1)営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。 (2)一般廃棄物処理業に係る市の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。 例)「回収」、「引取り」、「処理」、「処分」、「撤去」、「廃棄」等
20	結婚相談所・交際紹介業	(1)一般社団法人日本結婚相手紹介サービス協議会に加盟していること(加盟証明が必要)を明記すること。 (2)掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限る。
21	労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	(1)掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限る。 例)主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)する出版物の広告等は表示できない。
22	募金等	(1)募金内容は、社会福祉事業のための寄附金募集に限る。 (2)厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 (3)下記の主旨を明確に表示すること。 例)「○○募金は、○○知事の許可を受けた募金活動です。」等
23	質屋・チケット等再販売業	(1)個々の相場、金額等の表示はしないこと。 例)「○○○のバッグ 50,000 円」、「航空券 東京～福岡 15,000 円」等 (2)有利さを誤認させるような表示はしないこと。
24	トランクルーム及び貸し収納業者	(1)「トランクルーム」との表示には、倉庫業法(昭和31年法律第121号)第25条の規定により認定を受けた優良トランクルームであること。また、その旨を表示すること。 (2)「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 例)「当社の○○は、倉庫業法に基づく"トランクルーム"ではありません。」等
25	ダイヤルサービス	(1)各種のダイヤルサービスは内容を確認の上、本市が妥当と判断したものに限る。
26	ウイークリーマンション等	(1)営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
27	宝石販売業	(1)虚偽の表現はしないこと。 例)「メーカー希望価格の50%引き」(宝石には、通常、メーカー希望価格はない。)等
28	規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告	(1)第2条で定める規制業種に該当する企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。
29	その他、表示について注意を要するもの	(1)割引価格 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 例)「メーカー希望小売価格の30%引き」等 (2)比較広告 主張する内容が客観的に実証されていること(根拠となる資料が必要)。 (3)無料で参加・体験できるもの 費用がかかることがある場合、その旨を明示すること。 例)「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります。」等 (4)責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記すること。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示すること。連絡先については固定電話

	<p>とし、携帯電話のみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記すること。</p> <p>(5)肖像権及び著作権 無断使用がないか確認すること。</p> <p>(6)アルコール飲料</p> <p>ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。</p> <p>例)「お酒は20歳を過ぎてから」等</p> <p>イ 飲酒を誘発するような表現の禁止</p> <p>例) お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等</p>
--	--